

税金の納付方法について

税金は、金融機関の窓口で納付書とともに現金を持参して納める方法が一般的ですがそれに替わる方法の紹介です。

法人の場合

◆法人税、消費税、源泉所得税など

・ダイレクト納付

事前に税務署へ届出等をしておけば、電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座からの振替により納付を行うことができます。

・その他の方法

インターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMを利用して納付する方法もあります。

◆法人都道府県民税、事業税、法人市民税など

・インターネットバンキングを利用して納付

電子申告をした場合、申告したデータをもとに納付情報を取得することにより、インターネットバンキングで納付することができます。

(実際には、電子申告はIYO税理士法人で行いますので、申告の際に取得した納付情報を、各クライアントにお知らせし、インターネットバンキングを利用して納付をします。)

個人事業者の場合

◆所得税、消費税、事業税、固定資産税、住民税など

振替納税のための「口座振替依頼書」を、所得税・消費税などの国税については所轄の税務署へ、事業税・固定資産税・住民税などの地方税については地域の各自治体へ提出することにより、自動振替により税金を納付されます。

その他、バーコード付き納付書の場合は、コンビニで納付することもできます。

※上記の方法について手続を行うご意向等がありましたら、担当者にご連絡ください。詳細について、ご説明いたします。